ACSES ニュースレター_２０１２号（2021 年 1 月 12 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇出光製油所で火災、1 人軽傷　北海道苫小牧市<Web 報道>
◇石川で車内男性意識不明、一酸化炭素中毒か<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で負傷事故等(ガストーチ、自転車、電動アシスト自転車）<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・三重大元講師、贈賄側と交渉か　医療機器調達汚職<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・電事連が節電協力呼び掛け　暖房続けつつ効率的使用<Web 報道>
・医師の 6 割 法令で義務づけの線量計装着せず　産業医科大調査<放送報道>
・微生物の力で「自己治癒」　トンネルひび割れ　日大工学部パリーク教授<新聞報道>
・労災レセプト電算処理システムに関する届出書類について<厚生労働省>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・山積みの除染土、どこへ　福島県の中間貯蔵施設<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 中間物等の確認に係る基準の改正<経済産業省>
[4] 医薬品
◇レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液 100 mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さまへ を更新しました。<厚生労働省>
[5] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（ニュージーランド産はちみつ、その加工品）<厚生労働省>
[6] 廃棄物関係
◇産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和元年度）について<環境省>
[7] 温暖化対策関係
◇地球温暖化対策のために、今できる「COOL CHOICE」<環境省>
◇凍土に潜む未知のウイルス　「パンドラの箱」開く温暖化<新聞報道>
[8] 環境安全関係
◇人工物 1 兆トン、自然物より多く　100 年で急増、地球に影響<Web 報道>
◇（仮称）野馬追の里風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>

侘助（ワビスケ）

[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　［公募結果、意見募集結果］　20 件　［調査結果］　１件
［統計資料］　１件
[10] その他省庁発表　１件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　６件
[12] 海外の化学物質管理情報
○国際：４件　○欧州：７件　○米国：　件　○カナダ：２件　○ウクライナ：１件
○オーストラリア：１件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件
[付録]
◇令和２年「高年齢者の雇用状況」集計結果を公表します<厚生労働省>／企業の 3 割が 70 歳以上雇用　人手不足影響、厚労省<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇出光製油所で火災、1 人軽傷　北海道苫小牧市
＜共同通信　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/5694388.html
北海道苫小牧市の消防によると 8 日午前 0 時ごろ、同市真砂町の出光興産北海道製油所の装置から炎が見えると、従業員が 119 番した。同製油所によると男性従業員がやけどをして軽傷を負った。
現場では、放水による冷却作業を続けた。
同製油所は、JR 苫小牧駅から南東へ約 4 キロの発電所や工場が点在する地域にある。

◇石川で車内男性意識不明、**一酸化炭素中毒**か
＜共同通信　2021 年 1 月 10 日＞　https://this.kiji.is/720962070533734400?c=39546741839462401
石川県内灘町によると、飲食店駐車場の車の中から 60 代男性が意識不明の状態で見つかった。大雪で動けなくなり車内で一酸化炭素中毒になった可能性があるとみて、町や県警が調べている。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022728/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210108_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：44 件
うち重大事故等として通知された事案：29 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022730/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210108_02.pdf
1. 事故情報(食中毒情報を除く。)：３件、2. リコール・自主回収情報：７件、3. 食中毒情報：５件

・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で負傷事故等(ガストーチ、自転車、電動アシスト自転車)

＜消費者庁　2021 年１月８日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022735/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210108_01.pdf

特記事項:

除雪機についての注意喚起

・株式会社旭製作所が輸入し、岩谷産業株式会社が販売したガストーチのリコール(無償製品交換)
・ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車のリコール(無償点検・改修)
・ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：８件
（うちガストーチ１件、石油ストーブ（開放式）１件、ガスこんろ（ＬＰガス）１件、ガスこんろ（都市ガス）１件、石油ストーブ（密閉式）１件、石油ストーブ（半密閉式）１件、カセットこんろ１件、油だき温水ボイラ１件)

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：６件
（うち液晶ディスプレイモニター１件、電子レンジ１件、ヘアドライヤー１件、食器洗い乾燥機１件、自転車１件、電動アシスト自転車１件)

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故:22 件
（うち電動アシスト自転車２件、アイロン１件、自転車３件、運動器具（振動トレーニングマシーン）１件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、モニター(インターホン用)１件、電気式浴室換気乾燥機１件、ＩＨ調理器１件、ヘアドライヤー１件、　電気洗濯機１件、除雪機（歩行型）４件、シュレッダー１件、電動温風機１件、電気ストーブ１件、エアコン（室外機）１件、ノートパソコン１件)

◇***事故、事件の続報***

・三重大元講師、贈賄側と交渉か　医療機器調達汚職

＜共同通信　2021 年１月８日＞　https://www.47news.jp/news/5694714.html

三重大病院への医療機器調達を巡る贈収賄事件で、愛知、三重両県警が第三者供賄容疑で逮捕した臨床麻酔部元講師の松成泰典容疑者（46）が、贈賄容疑で逮捕された医療機器製造・販売会社「日本光電工業」の社員らとの交渉役を担っていたとみられることが８日、捜査関係者への取材で分かった。両県警は、上司だった同部元教授亀井政孝容疑者（54）の指示を受け、賄賂提供を具体的に働き掛けていた疑いがあるとみて調べている。

捜査関係者によると、亀井容疑者は日本光電中部支店医療圏営業部長の下村篤司容疑者（48）らに現金提供を持ち掛け、第三者供賄容疑で逮捕された。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・電事連が**節電協力呼び掛け**　暖房続けつつ効率的使用

＜時事ドットコム　2021 年１月 10 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021011000334&g=eco

電気事業連合会は１０日、電力需給の逼迫（ひっぱく）を受け、ホームページを通じて節電への協力を呼び掛けた。「寒波の中での暖房などの利用はこれまで通り継続しながら、その他電気機器の使用を控えるなど電気の効率的な使用にご協力をお願いしたい」と訴えている。

全国的に厳しい寒さが続き、暖房需要が増加。８日には西日本を中心に全国７エリアで最大需要が１０年に１度程度とされる規模を上回った。一方、悪天候により、太陽光発電などの発電量が低下する日もあるという。

・医師の６割 法令で義務づけの線量計装着せず 産業医科大調査

＜NHK　2021 年１月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210111/k10012807951000.html

医療が高度化し放射線を使う機器が増える中、医師の６割が法令で定められている線量計を装着していないことが、産業医科大学のグループの調査でわかりました。グループは、医療従事者の被ばくの実態が正確に把握できていないおそれがあり問題だと指摘しています。

医療機関で放射線を扱う場合、医師らは被ばく量を測るために線量計の装着が法令で義務づけられています。
産業医科大学は去年、医療従事者 1348 人を対象に、胸部と腹部の線量計の装着状況を抜き打ちで調査しました。
その結果、医師で 61%、看護師で 23%、全体で 34%が装着していなかったことがわかりました。
グループによりますと、医療従事者の装着率について、この規模の調査は初めてだということで、装着率が低く、医療従事者の被ばくの実態が正確に把握できていないおそれがあることがわかったとしています。

・微生物の力で「自己治癒」　トンネルひび割れ　日大工学部パリーク教授
＜福島民報　2021 年 1 月 11 日＞　https://www.minpo.jp/news/moredetail/2021011182555
　日大工学部（郡山市）のサンジェイ・パリーク教授（建築材料・構造）は戸田建設（本社・東京）などと連携し、二〇二一（令和三）年度にも県内のトンネルで、微生物の力を使ってコンクリートに生じたひび割れを自動修復できる技術の実証に乗り出す。既にオランダで導入が始まっている先進技術で、日本でも実用化することでコンクリート構造物の長寿命化や維持管理費の削減などを目指す。
　微生物の力を使う「自己治癒コンクリート技術」のイメージは【図】の通り。コンクリートを作る際に微生物と栄養分になる乳酸カルシウムをあらかじめ加える。ひび割れから水や酸素が入ると休眠中の微生物が活動を開始する。乳酸カルシウムを取り込み、コンクリートの主成分となる炭酸カルシウムを生成しひびをふさぐ仕組み。
　パリーク教授は既に技術を実用化しているオランダのデルフト工科大のチームとともに、同技術を研究していた。国内の環境に対応した改良、普及に向けた取り組みを始め、〇・二ミリ幅のひび割れを十～十二週間で修復し、日本の環境で微生物が成長する条件などを解明した。
　実用化に向けた戸田建設との共同研究では、昨年、同社所有の鉄筋コンクリートの壁に国内で初めて技術を導入した。現在、経過観察しながら耐久性などを検証している。今後は行政や建設会社と連携し、県内の新規のトンネル工事で技術を実証する。分析や技術の改善を進め、早ければ二〇二二年の実用化を見据える。
　微生物を加えることで長期的には保守作業が不要となるため、維持管理費の低減が図れる見通し。パリーク教授は「人員を必要としないので、人が立ち入れない危険な場所などでの活用も期待できる」と話している。

・労災レセプト電算処理システムに関する届出書類について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_QVOmVLOvkmDUpBvY

□*大災害、原発事故対策*
[福島原発事故]
・山積みの除染土、どこへ　福島県の中間貯蔵施設
＜共同通信　2021 年 1 月 10 日＞　https://www.47news.jp/news/5704504.html
　福島県の中間貯蔵施設上空からすし詰め状態となった、おびただしい数の黒い袋を見た―。重さは１袋約１ﾄﾝ、県内から運び込まれた東京電力福島第１原発事故に伴う除染土などが入っている。環境省によると昨年末時点、予定量の約７２％が施設に搬入された。国は２０４５年３月までに県外で最終処分する方針だが、受け入れ先は決まっていない。大熊町の伏見明義さん（７０）は「どう考えても、どこにも持っていけるわけがない。結局、最終処分場になる」と顔を曇らせた
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(1 月 9 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15968.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 10 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00210.html
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15972.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 1 月 10 日版）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15971.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者の発生について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15970.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者の発生について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15969.html
---

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・世界のコロナ感染が 9 千万人超す　15 日間で 1 千万人増
＜共同通信　2021 年 1 月 11 日＞　https://this.kiji.is/721100370218532864?c=39546741839462401
・新型コロナ 首都圏 1 都 3 県などでステージ 4 の指標水準超える
＜NHK　2021 年 1 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210109/k10012805341000.html
・クラスター発生、医療・福祉施設で 45%　12 月分析
＜朝日新聞　2021 年 1 月 9 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP187RJ7P18ULBJ00C.html?iref=comtop_7_03
・ブラジルからの 4 人に新変異種　新型コロナウイルス
＜共同通信　2021 年 1 月 10 日＞
https://this.kiji.is/720922313144500224?c=39546741839462401
・コロナ感染のネコ　無症状でも肺にダメージ
＜日テレ　2021 年 1 月 9 日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/01/08/07800237.html
・[英国] 英 変異ウイルス感染拡大 1 日の死者 1300 人以上 深刻な状況続く
＜NHK　2021 年 1 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210109/k10012805491000.html
・[英国] 英コロナ死者数、過去最多を更新　ロンドン市長「制御不能」
＜共同通信　2021 年 1 月 9 日＞　https://this.kiji.is/720431741485498368?c=39546741839462401
・[英国] 新たな変異種を初確認　英、南ア型と共通部分―厚労省
＜時事通信　2021 年 1 月 11 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021011000255&g=soc
---

[対策・予防]
◇<u>省庁発表</u>
・<u>「水際対策に係る新たな措置について」更新しました</u>
＜厚生労働省　2021 年 1 月 9 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

水際対策に係る新たな措置について 【重要情報】 海外から日本へこられるすべての方へ ・国籍を問わず、日本への入国に際し、出国前 72 時間以内の検査証明書を提出する必要があります。 ・検査証明書を提出できない場合は、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。

・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 9 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

・「テレワーク相談センター」の機能充実を図ります～緊急事態宣言を受け、相談対応時間の延長、オンラインコンサルティングの実施～
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_04b6Q4SL91pGCZY
・緊急事態宣言発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、経済団体などに協力を依頼しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wdMm1DMvEuBUJBtY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DfW-aaI-TrlzonGfY
・１都３県を対象とする緊急事態宣言の発出に当たっての生活と雇用を守る支援のご案内について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=HeWuebIuXqljspCPY
・レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液 100 mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さまへを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w9Ek1jEtEOJWJFlY

◇テレワーク部分に「HOW　TO　テレワークリーフレット」「テレワークに関する相談窓口」のページを掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w9Ek1jEtEOJWJBlY

◇「テレワーク相談センター」の機能充実を図ります～緊急事態宣言を受け、相談対応時間の延長、オンラインコンサルティングの実施～
＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_04b6Q4SL91pGCZY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・コロナ変異種にも効果か　ワクチンで抗体獲得―米ファイザー
＜時事通信　2021 年 1 月 9 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010900017&g=int
---

・コロナ重篤患者に日本で開発の薬投与で死亡率減 英で研究成果
＜NHK　2021 年 1 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210111/k10012807741000.html
新型コロナウイルスで重篤となった患者に、日本で開発された関節リウマチの治療薬を投与することで、死亡率が下がったなどとする研究成果を、イギリスの大学などのグループが公表しました。
グループでは、集中治療室で人工呼吸器をつけている重症の患者およそ 800 人を対象に、関節リウマチの薬「アクテムラ＝一般名・トシリズマブ」や同じ仕組みの「サリルマブ」という薬を投与して効果を調べました。
その結果「アクテムラ」などを使わなかった患者およそ 400 人では死亡率が 35.8%だったのに対し「アクテムラ」を投与したおよそ 350 人は死亡率が 28%と 7 ポイント余り低くなっていました。
「サリルマブ」についても同様の効果がみられたということです。
また、いずれの薬でも、集中治療を受ける期間が 10 日ほど短くなったということです。
「アクテムラ」は、大阪大学の岸本忠三特任教授らのグループと中外製薬が開発した関節リウマチの薬で、免疫が暴走して自分の細胞を攻撃してしまう「サイトカインストーム」という現象を抑える効果があると期待されています。
結果を受けてイギリス政府は、重症患者に「アクテムラ」などを使うよう推奨する方針をウェブサイトで示しました。

◇<u>大学等関係</u>

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(1/8 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
---

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(1/8 更新)

＜大学プレスセンター　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
---

・<u>コロナ禍の大学休退学、10 月までは減　今後の増加警戒</u>

＜朝日新聞　2021 年 1 月 9 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP167X1YNDTUSPT00H.html

文部科学省の調査で、全国の大学で昨年 4～10 月に、約 5 千人の学生がコロナ禍の影響で休退学していたことが判明した。一方で全体の休退学者は約 9 万人と、前年より 13%減った。国や大学が経済的支援や学生相談などに力を入れてきたことが奏功したとみられる。専門家は、コロナ不況の長期化などで休退学が今後増える恐れが強いとして、国などに支援の継続を訴えている。

「親の収入が減り、自分も働けない。学費のために借金するくらいなら大学をやめたい」

高等教育の無償化を求める学生団体「FREE」のアンケートに届いた学生の声だ。コロナ禍で家計が悪化したり、対面授業や課外活動などの制限が続く大学生活に疑問を感じたりして、休退学を考える学生は少なくないという。

文科省調査では、2020 年 4～10 月にコロナ禍の影響による中退者は 1033 人、休学者は 4205 人だった。一方、全体では中退者は 2 万 5008 人と前年の同じ期間より 21%減り、休学者は 6 万 3460 人と 10%減った。文科省は、国や大学の支援が奏功した面もあるとみる。

コロナ禍で家計が急変した学生について国は、昨年 4 月に始まった低所得世帯向けの修学支援新制度の対象とするよう条件を緩和。生活を支えるアルバイト収入が減った学生には、最大 20 万円の緊急給付金も支給した。

だが、対象外になる困窮学生も多いため、大学などの 98%が授業料など学費納付の猶予を認めている。夏休み明け以降の「後期」の授業料納付を猶予されている学生は全体の 7・2%で、昨年より 0・8 ポイント多いという。また、72%が授業料などの減免を独自に実施し、86%は支援金を配ったりパソコンやルーターを貸し出したりして、支援している。

朝日新聞と河合塾が昨年 9～11 月に実施し、82%（631 大学）が回答した共同調査「ひらく　日本の大学」にも、大学独自の支援策の内容が多数寄せられた。

「生活への影響を把握するため、学生に緊急調査を実施。その結果を受けて独自の支援制度を作り、該当者に一律 3 万円を支給した」とする愛媛大など、経済的な支援に取り組む大学は多い。帝塚山大は「コロナ禍による経済的理由で高校生が進学をあきらないよう、入学金を半額とする特別制度を設けた」とする。

入構制限や授業のオンライン化で学生と対面する機会が減ったことを心配し、対応を工夫する大学も。大阪成蹊大は「全学生とのオンライン面談によって、個々の学修・生活状況の把握と個別フォローを実施。必要に応じて、利用可能な奨学金制度の案内を漏れなくおこなった」。沖縄県立芸術大は「実技科目で対面授業を実施しても安全安心に大学運営を行うため、学生と大学の方針などの情報を共有し、教職員には、対話を通してより丁寧な学生目線の対応を依頼している」とした。

オンライン授業の質を確保することで対応しようとしているのは、日本文理大だ。「学生の成績や単位修得状況などを昨年度と比較した情報を各教員に提供し、後期からの授業方法などに反映させた」という。

こうした支援にもかかわらず、「10 月までは授業料減免の申請者数はそれほど増加していないが、年度末までにはかなり増えると思われる」（東京経済大）などと、調査では、休退学の申し出が例年多い年度末を警戒する大学が目立つ。「経済的理由で休退学する学生の増加」を昨年 10 月時点で特に懸念する大学は 15%だったが、21 年 3 月の予想を聞くと 30%に達した。

文科省は、今後も予断を許さないとして、バイト収入が大幅に減った学生向けの無利子奨学金の再募集といった支援を続ける。

「決断先送りの学生多い」山本繁・大正大特命教授

100 人を超える大学・短大・専門学校の中退者への聞き取りの結果、学生に問題が発生してから退学届を出すまでに、平均約 11 カ月のタイムラグがあることがわかっています。20 年 4～10 月に中退した学生の多くは、19 年の 5 月から 11 月に問題が発生したことになります。今回、中退者が少なかったからといって、問題が起きていないわけではありません。

コロナ禍で中退を決意したり、退学届を出したりする行動を先送りしている学生が多いと考えられます。不況による失業・休職などが報じられるなか、中退のリスクを例年より高く考える学生が多いようです。アルバイト

を解雇されるなどして、フリーターも難しいと考えたケースもあったでしょう。

私は今後、中退者が大幅に増えることを危惧しています。コロナ禍の影響が学生に出始めた 20 年 4 月以降に起きた問題は、21 年 3 月以降に中退という行動となる可能性が高いからです。ただ、コロナ禍という特殊な状況のため、タイムラグの期間が変わる可能性はあります。

では、どうするか。取得単位が少ない学生は中退リスクが高くなります。教員はこうした学生と個人的な信頼関係を築くことから始めるべきです。社会の状況を学生と共有し、在学中や卒業後の生活を、いっしょに再設計するとよいでしょう。また、友人ができた学生は中退リスクが減ります。オンライン授業でも、学生同士、学生と教員が関係を築きやすい対話型の授業を提供することに力を入れるべきです。

国は学生本人と、学生を経済的に支える大学両方への経済的支援を続けることが重要です。また、忘れてはならないのが家庭でのケアです。オンライン授業が普及し、通学する機会が減って乱れがちな学生の生活リズムを整え、学ぶモチベーションが保てるように応援してもらいたいと思います。

やまもと・しげる　1978 年生まれ。慶応義塾大卒業後に教育 NPO を立ち上げ、100 人を超える中退経験者へのインタビュー結果をまとめた「中退白書 2010　高等教育機関からの中退」などを出版。17 年から大正大特命教授。

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

・東京都 コロナ検査陽性でも入院先など決まらない人が急増

＜NHK　2021 年 1 月 8 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210108/k10012803571000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002

・医療現場、迫られる「命の選別」　高齢患者の人工呼吸器、難しい判断

＜産経新聞　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.sankei.com/life/news/210108/lif2101080057-n1.html

・神奈川で自宅療養男性死亡　安否確認不十分と県謝罪

＜共同通信　2021 年 1 月 9 日＞　https://www.47news.jp/news/5698500.html

・受診控えで血圧異常に対処できず

＜NHK　2021 年 1 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210109/1000058705.html

・入国検査対象、全員に拡大　政府、水際対策強化

＜共同通信　2021 年 1 月 9 日＞　https://www.47news.jp/news/5698544.html

・看護師不足の医療現場　「学徒動員」より給与アップが必要だ

＜NEWS ポストセブン　2021 年 1 月 10 日＞

https://www.news-postseven.com/archives/20210110_1626828.html?DETAIL

・病床の多い日本でなぜ「医療崩壊」が起きるのか

＜東洋経済 ONLINE　2021 年 1 月 10 日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/402702

****

[3] <u>中間物等の確認に係る基準の改正</u>

＜経済産業省　2020 年 12 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/publiccomment.html

意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000212530

中間物等の確認に係る基準の改正に係る新旧対照表

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000212531

中間物等の確認に係る基準（改正後）

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000212532

中間物等の確認に係る基準

平成２０年３月２４日

改正 令和２年１１月２６日

厚生労働省医薬･生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の第３条第１項第４号に基づき、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、「その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合」に該当する旨の確認をする際の基準は以下のとおり。

１．中間物（化審法施行令第３条第１項第１号）に関する確認基準

(1) 当該新規化学物質が中間物であること

(i) 全量が他の化学物質に変化する化学物質であること。具体的には、変化後の化学物質中の当該新規化学物質の含有割合が１重量%未満であること。

(2) 当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間において環境汚染防止措置が講じられていること

(i) 製造・輸入時の取扱方法等で示された予測環境放出量及び使用の際の予測環境放出量の合計が製造・輸入量の１重量%未満（年間製造・輸入量が 10 トンを超える場合は、予測環境放出量が 100kg未満）であること。

ただし、既に得られている知見等から判断して、当該新規化学物質が第一種特定化学物質相当の性状を持つと認められるときはこの限りではない。

２．閉鎖系等用途（化審法施行令第３条第１項第２号）に関する確認基準

(1) 当該新規化学物質が施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用されること

(i) 当該新規化学物質が環境放出の可能性の極めて低い用途で使用される（閉鎖系等用途）化学物質であること。

(ii) 当該新規化学物質が不特定多数の使用者によって使用されることを前提としているものでないこと。

(2) 当該新規化学物質が廃棄されるまでの間において環境汚染防止措置が講じられていること

(i) 製造・輸入時の取扱方法等で示された予測環境放出量及び使用の際の予測環境放出量の合計が製造・輸入量の１重量%未満（年間製造・輸入量が 10 トンを超える場合は、予測環境放出量が 100kg未満）であること。

ただし、既に得られている知見等から判断して、当該新規化学物質が第一種特定化学物質相当の性状を持つと認められるときはこの限りではない。

３．輸出専用品（化審法施行令第３条第１項第３号）に関する確認基準

(1) 当該新規化学物質が輸出専用品であること

(i) 全量が「新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令」で定める特定の地域を仕向地としていること。

(ii) 当該地域における当該新規化学物質の審査の状況を示していること。

(2) 当該新規化学物質が輸出されるまでの間において環境汚染防止措置が講じられていること

(i) 製造・輸入時の取扱方法等で示された予測環境放出量が製造・輸入量の１重量%未満（年間製造・輸入量が 10 トンを超える場合は、予測環境放出量が 100kg未満）であること。

ただし、既に得られている知見等から判断して、当該新規化学物質が第一種特定化学物質相当の性状を持つと認められるときはこの限りではない。

（参考）

化審法

第三条　新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～三　（略）

四　その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認を受けたところに従ってその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

化審法施行令

第三条　法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であって、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

二　新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であって、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三　新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であって、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

****

[4] ***医薬品等***

◇レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液 100 mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さまへを更新しました。

＜厚生労働省　2021 年１月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w9Ek1jEtE0JWJFlY

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（ニュージーランド産はちみつ、その加工品）

＜厚生労働省　2021 年１月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Eemidb4iUqVvvpCDY

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第 26 条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ニュージーランド産はちみつ、その加工品（簡易な加工に限る。）	グリホサート	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ニュージーランド産はちみつからグリホサートを検出したことから、検査命令を実施するもの。

グリホサートについて

１．農薬（除草剤）

２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重１kg 当たり１mg/日です。

３．現実的ではありませんが、体重 60kg の人が、グリホサートが 0.08 ppm 残留したはちみつを毎日 750kg 摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、グリホサートが健康に及ぼす影響はありません。

参考 ： ニュージーランド産はちみつの輸入実績（平成 31 年４月１日から令和３年１月６日まで：速報値）

年度	届出件数	届出重量（トン）	検査件数*	違反件数
令和元年	1,206	769	0	0
令和２年	1,451	1,197	57	2

*グリホサートに係る検査件数

****

[6] ***廃棄物関係***

◇**産業廃棄物の不法投棄等**の状況（令和元年度）について

＜環境省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/108861.html

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市（以下「都道府県等」といいます。）の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」といいます。）事案について、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成のための基礎資料とすること等を目的として、新たに判明した不法投棄等事案の状況及び年度末時点の不法投棄等事案の残存量等を調査し、公表しています。

今般、令和元年度に係る調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの調査と併せて、全ての残存事案に係る生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」といいます。）、個々の残存事案ごとの令和元年度末時点の支障等の状況や都道府県等の今後の対応方針に関する調査についても取りまとめておりますので、お知らせします。

調査結果の概要

（１）令和元年度に新たに判明した不法投棄事案.

・不法投棄件数　151 件　（前年度 155 件）　[-4 件]

・不法投棄量　7.6 万トン　（前年度 15.7 万トン）　[-8.1 万トン]

（２）令和元年度に新たに判明した不適正処理事案.

・不適正処理件数　140 件　（前年度 148 件）　[-8 件]

・不適正処理量　5.6 万トン　（前年度 5.2 万トン）　[+0.4 万トン]

（３）令和元年度末における不法投棄等の残存事案.

・残存件数　2,710 件　（前年度 2,656 件）　[+54 件]

・残存量　1,625.0 万トン　（前年度 1,561.4 万トン）　[+63.6 万トン]

量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わないことがあります。

不法投棄等の状況

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、令和元年度で年間 151 件、総量 7.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案２件、計 4.2 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、いまだ跡を絶たない状況にあります。

不適正処理についても、令和元年度で年間 140 件、総量 5.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 2 件、計 1 万トン含む。）が新規に発覚しており、いまだ撲滅するには至っていません。

また、令和元年度末における不法投棄等の残存事案は 2,710 件報告されました。残存事案に対する都道府県等の対応としては、現に支障が生じている 5 件については、支障除去措置を実施中又は実施予定であり、現に支障のおそれがある 91 件については、支障等の状況により、支障のおそれの防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査等を実施中又は実施予定であり、できる限り早期にこれらの措置を実施することが必要です。

支障等調査中と報告された 19 件については、早急に支障等の状況を明確にした上で対応し、現時点では支障等がないと報告された 2,595 件についても、必要に応じて、定期的・継続的な状況確認を行い、支障等の状況に変化が生じた場合には速やかに対応ができるようにしておくことが必要です。

なお、支障の除去等が完了した事案については、残存事案から除外されることになりますが、廃棄物の全量撤去以外の措置が実施された事案については、その後の土地利用において土地の形質の変更（廃棄物搬出含む。）等がなされた場合には新たなリスクが発生し得ることから、廃棄物処理法第 15 条の 17 第 1 項に基づき指定区域に指定する等、別途関係者間で情報共有及び管理を行っていくことが重要です。

不法投棄等の未然防止・拡大防止の取組

残存事案については、都道府県・政令市別及び市町村別並びに支障等の状況別にリスト化して、公表資料の中のデータの１つとして公表しております。関係者間で情報共有を図り、的確に対応していけるようにしていくこ

とが必要です。

環境省では、不法投棄等の防止を図るため、引き続き都道府県等と連携した監視活動の強化や関係法令等に精通した専門家の派遣により都道府県等へ助言等を行う支援等に取り組みます。また、国と都道府県等が緊密に連携し、大規模事案を中心に新規に判明する事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進します。

都道府県等が実施する不法投棄等の支障除去等への支援

都道府県等が実施する支障の除去等の措置については、財政支援制度を設けています。

平成 10 年６月 16 日以前に行われた不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、環境大臣が支障の除去等の実施計画に同意した 18 事案（７事案については支障除去等事業完了）を対象として、国からの補助等により都道府県等の行政代執行費用を支援しています。

一方、平成 10 年６月 17 日以降に行われた不法投棄等については、国の補助に加えて、廃棄物処理法第 13 条の 15 に基づき、社会貢献の観点から産業界からの協力も得て造成した産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金により、都道府県等の行政代執行費用を支援しており、令和元年度末までに 87 事案に対して支援を行いました。

添付資料

産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和元年度）について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/115378.pdf

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇地球温暖化対策のために、今できる「COOL CHOICE」

＜環境省　2021 年１月８日＞　https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/

「COOL CHOICE」とは、2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への

買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

◇凍土に潜む未知のウイルス　「パンドラの箱」開く温暖化

＜朝日新聞　2021 年１月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDK05BWNBWUBQU006.html

「人間にとって最も危険な生き物は？」と聞かれたら、何を想像するだろう。毒蛇だろうか。サメだろうか。答えは蚊だ。蚊が媒介する感染症で毎年、80 万人以上が亡くなる。そんな推計がある。地球温暖化で蚊の分布が広がり、感染症のリスクが高まる。こんな未来が予想されている。健康という切り口から温暖化を考えてみたい。

検疫所前にある特殊装置

昨年９月下旬の成田空港。新型コロナウイルスの影響で海外からの観光客は激減し、いつもは大勢の人が通る検疫所の前はがらがらだった。

「今日はいないですね」

検疫専門官の大里早貴さんが言っているのは観光客のことではない。

蚊だ。

あまり目立たないが、検疫所の…

****

[8] ***環境安全関係***

◇人工物１兆トン、自然物より多く　100 年で急増、地球に影響

＜共同通信　2021 年１月９日＞　https://this.kiji.is/720383804213870592?c=39546741839462401

人間がこれまでに作り出したコンクリートやプラスチックなどの総量は１兆トンを上回り、森林や植物など自然由来のものよりも多くなる見込みだ―。イスラエルのワイツマン科学研究所のチームが９日までにこんな試算をまとめた。こうした人工物の量は人間の消費活動や開発に起因して、過去 100 年間で急激に伸びている。人間が地球に与える影響がいかに大きいかを示す結果。

現在のペースは、人間一人一人にとって自分の体重以上の人工物が毎週、生産されている計算になる。2040 年までに 3 兆トンを超える見通し。

◇（仮称）野馬追の里風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/108784.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和 3 年度「農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究」の公募及び公募説明会の開催について
＜農林水産省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/210108.html

---

◇液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令等に対する意見募集について
＜経済産業省　2020 年 12 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120173&Mode=0
12 月 23 日～1 月 22 日

[公募結果、意見募集結果]

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について
＜経済産業省　2020 年 12 月 22 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120131&Mode=1

◇「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き（第 2 版）」の改正案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について
＜経済産業省　2020 年 12 月 22 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120168&Mode=1

◇「「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令案（仮称）」に対する意見募集の結果について」を公開しました。
＜経済産業省　2020 年 12 月 23 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/publiccomment.html

---

◇「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」の一部改正する案の意見募集について
＜経済産業省　2020 年 12 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120118&Mode=1

◇特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）」に対する意見募集（パブリックコメント）について
＜経済産業省　2020 年 12 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120150&Mode=1

◇「第一種フロン類再生に関する運用の手引き（第 1 版）」等の改正案に対する意見募集（パブリックコメント）について
＜経済産業省　2020 年 12 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120167&Mode=1

◇「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜経済産業省　2020 年 12 月 28 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120145&Mode=1

◇「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

＜厚生労働省　2020 年 12 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200242&Mode=1

◇「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200272&Mode=1

◇「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200050&Mode=1

◇「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集結果について

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200062&Mode=1

◇「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2020 年 12 月 28 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200061&Mode=1

◇「特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令案（仮称）等」に対する意見募集結果について

＜環境省　2020 年 12 月 28 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200074&Mode=1

◇「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」及び「危険物の判定基準等について」の一部改正に関する意見募集の結果について

＜国土交通　2020 年 12 月 25 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155201231&Mode=1

◇「危険物船舶運送及び貯蔵規則」、「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示」及び「船舶による危険物の運送基準を定める告示」の一部改正に関する意見募集の結果について

＜国土交通　2020 年 12 月 28 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155201014&Mode=1

◇消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果について
＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=860202008&Mode=1

◇石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令について
＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=860202009&Mode=1

◇危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布
＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201225_kiho_1.pdf
---

◇石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布
＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201225_tokusai_3.pdf
---

◇消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布
＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/b6935287f618344ea70a817f4face029f695ac14.pdf
---

[調査結果]
◇「令和元年度遺伝子組換え植物実態調査」の結果について
＜農林水産省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/210108.html
農林水産省は、平成 18 年度以降、セイヨウナタネやダイズの輸入港の周辺地域において、遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズの生育や、その近縁種との交雑の有無を調査しています。
令和元年度の調査では、これまでの調査結果と同様に、主に運搬時にこぼれ落ちた種子に由来すると考えられる遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズが生育していましたが、組み換えられた遺伝子が交雑可能な近縁種へ拡散したり、生育範囲が拡大したりする状況を示していませんでした。
このため、遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズが生物多様性に影響するおそれはないと考えられます。

[統計資料]
◇グラフでみる日本の化学工業 2020（日本語版）
＜日本化学工業協会(JCIA)　2020 年 12 月 18 日＞
https://www.nikkakyo.org/system/files/%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%95%E3%81%A7%E3%81%BF%E3%82%8B%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E5%8C%96%E5%AD%A6%E5%B7%A5%E6%A5%AD2020_A4.pdf
****

[10] *その他省庁発表*
◇文部科学省　教育データ標準（新規コンテンツ追加）
＜文部科学省　2020 年 12 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxUacwlqbqu6ZbG
****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・令和２年度第９回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 令和２年度化学物質審議会第４回安全対策部会・第 204 回審査部会 第 211 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の開催について　　１月 15 日～２月５日、書面開催

＜環境省　2021 年１月８日＞　https://www.env.go.jp/press/108885.html

＜経済産業省　2021 年１月８日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36805

第一部

（１）優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱにおける評価等について

審議予定物質：

①#152　２，２’，２’’－ニトリロ三酢酸のナトリウム塩【生態影響】

②#36　エチレンジアミン四酢酸【生態影響】

③#171　アルカノール（Ｃ＝１０～１６）（Ｃ＝１１～１４のいずれかを含むものに限る。）【生態影響】

（２）その他

第二部【非公開】

（１）新規化学物質の審議について

（２）その他

・令和２年度職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（第２回）資料

＜厚生労働省　2021 年１月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xtQh0zQoFedTJFxY

職場における化学物質等の管理のあり方 ～未来編～

安全衛生・法・文化

令和２年度「職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）」のご案内

第１回（１/25@東京）……職場における化学物質等の管理のあり方 ～未来編～、我が国における化学物質管理の現状と課題について（仮題）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15600.html

職場における化学物質等の管理のあり方 ～未来編～（仮題）

我が国における化学物質管理の現状と課題について（仮題）

参加者との意見交換会

第２回（２/24@大阪）……職場における化学物質等の管理のあり方 ～未来編～、安全衛生と法と文化 ～実務に役立つ法的責任論（仮題）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15602.html

職場における化学物質等の管理のあり方 ～未来編～（仮題）

我が国における化学物質管理の現状と課題について（仮題）

参加者との意見交換会

・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第１回適正使用調査会（ペーパーレス・Web 会議）の開催について　　１月 22 日

＜厚生労働省　2021 年１月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xtQh0zQoFedTJBxY

１．血液製剤使用実態調査について

２．血液製剤使用適正化方策調査研究事業について

３．その他

・薬事・食品衛生審議会　化粧品・医薬部外品部会を開催します　　１月 22 日、Ｗｅｂ会議、非公開

＜厚生労働省　2021 年１月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=bZXeCcJeLtkTwun_Y

［審議事項］　議題１　医薬部外品アースシラミとりローションの製造販売承認の可否について

［報告事項］　議題１　医薬部外品クリアデュー ＭＰＤＳａについて

［その他］

・「アジアにおける水環境改善ビジネスに関するセミナー」の開催について　　２月１日、オンライン

＜環境省　2021 年１月８日＞　https://www.env.go.jp/press/108899.html

・日本産業標準調査会標準第二部会第２回スマート・システム標準専門委員会　　１月 22 日、WEB 会議

＜経済産業省　2021 年 1 月 8 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36825
1.　前回議事録の確認
2.　領域横断分野の国際標準化の関連情報
3.　領域横断分野の国際標準化に向けた取り組み体制
領域横断分野における継続的な国際標準開発のためのシステム構築 FS
****

[12] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 519 号 2021 年 1 月 7 日から＞

〇国際

・Draft Guidance and Review Documents/Monographs Draft updated Detailed Review Paper on Retinoid Pathway Signalling
＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 12 月 21 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm
OECD は、レチノイド経路シグナル伝達に関する更新された詳細なレビューペーパーの
草案を公開し、2021/2/12 までの意見募集を開始した。
レビューペーパーの草案 →
http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/draft-review-paper-retinoid-pathway-signalling.pdf
・Publications in the Series on the Safety of Manufactured Nanomaterials
＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 12 月 22 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/nanosafety/publications-series-safety-manufactured-nanomaterials.htm
OECD は、工業用ナノマテリアルの安全性に関する 2020 年の出版物 No.92～No.97 を掲載した。
・No. 92 - Ability of biopersistent/biodurable manufactured nanomaterials (MNs) to induce lysosomal membrane permeabilization (LMP)　as a prediction of their long-term toxic effects
・No. 93 - Advancing Adverse Outcome Pathway (AOP) Development for Nanomaterial Risk Assessment and Categorisation/ PART1: Final Project Report and Recommendations with Methodology to Prioritise Key Events (KEs) Relevant for Manufactured Nanomaterials
・No. 94 - Advancing Adverse Outcome Pathway (AOP) Development for Nanomaterial Risk Assessment and Categorisation/ PART2: Case Study on Tissue Injury
・No. 95 - Advancing Adverse Outcome Pathway (AOP) Development for Nanomaterial Risk Assessment and Categorisation/ PART3: Workshop Report and Recommendations
・No. 96 - Moving Towards a Safe(r) Innovation Approach (SIA) for More Sustainable Nanomaterials and Nano-enabled Products
・No. 97 - Developments in Delegations on the Safety of Manufactured Nanomaterials - Tour de Table
・Section 4: Health Effects Draft Updated Test Guideline 405 on Eye irritation/Serious Eye Damage Draft updated TG 494 on the Vitrigel test method for eye hazard Potential
＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 12 月 22 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/section4-health-effects.htm
OECD は、眼刺激性／重篤な眼損傷性に関する試験ガイドライン TG 405 の更新草案、および眼刺激性または重篤な眼損傷性の分類および表示を必要としない化学物質を特定するためのビトリゲル-眼刺激性試験法に関する試験ガイドライン TG 494 の更新草案を掲載し意見募集を開始した。意見提出は 2021/2/5 まで。
TG 405 の更新草案　→
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-test-guideline-405-eye-irritation-eye-damage.pdf
TG 494 の更新草案　→
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-test-guideline-494-vitrigel-test-method-eye-hazard-potential.pdf
・Section 4: Health Effects Draft Guideline for Defined Approaches for Skin Sensitisation

＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 12 月 23 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/section4-health-effects.htm
OECD は、皮膚感作性のための定義されたアプローチに対するガイドライン草案を掲載し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/2/5 まで。ガイドライン草案　→
http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/draft-guideline-for-defined-approaches-for-skin-sensitisation.pdf
---

○欧州

・Directive (EU) 2020/2184 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2020 on the quality of water intended for human consumption (recast)
＜欧州議会および欧州理事会　2020 年 12 月 21 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020L2184&qid=1608771620962
欧州議会および欧州理事会は、人が消費するための水の品質に関する 2020/12/16 付け欧州指令 (EU) 2020/2184 (改訂版)を官報公示した。この指令は官報公示日より 20 日後に発効する。
・Commission Regulation (EU) 2020/2160 of 18 December 2020 amending Annex XIV to Regulation (EU) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council as regards the substance group 4-(1,1,3,3-Tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated (covering well-defined substances and substances of unknown or variable composition, complex reaction products or biological materials, polymers and homologues)
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 21 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R2160&qid=1608601143677
欧州委員会 (DG GROW)は、4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノールエトキシド グループに関する REACH 規則の附属書 XIV を改正する 2020/12/8 付け欧州委員会規則 (EU) 2020/2160 を官報公示した。この改正は、附属書 XIV のエントリー42 を改正するもので、物質の特定の使用についての最終認可申請日と日没日を改正し、2019/7/4 より適用される。この欧州委員会規則は官報公示の翌日に発効する。
・Commission Implementing Decision (EU) 2020/2182 of 18 December 2020 laying down the final import response on behalf of the Union concerning the future import of certain chemicals pursuant to Regulation (EU) No 649/2012 of the European Parliament and of the Council and amending the Commission Implementing Decision of 15 May 2014 adopting Union import decisions for certain chemicals pursuant to that Regulation
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 22 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D2182&qid=1608771620962
欧州委員会 (DG Environment)は、欧州規則 (EU) No 649/2012 に従い、特定の化学物質の今後の輸入対応に関する 2014/5/15 付けの欧州委員会執行決定を改正する 2020/12/18 付け欧州委員会執行決定 (EU) 2020/2182 を官報公示した。
・Pending registrations by UK companies will not be processed after the transition period
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 21 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/pending-registrations-by-uk-companies-will-not-be-processed-after-the-transition-period
ECHA は、英国を拠点とする製造者、輸入者、および唯一の代理店(OR)が、2020/12/31 までに ECHA への登録手続きを完了していない場合、提出された REACH 登録または登録の更新はその期日以降処理されないこと、さらに英国企業による登録の譲渡は、2020/12/31 までに開始され、2021/3/31 までに後継者に承認されることが必要であり、そうでなければ登録は取り消されると注意喚起している。
・Submitted restrictions under consideration
＜欧州化学品庁(ECHA)　＞　https://www.echa.europa.eu/restrictions-under-consideration
ECHA は、フランスから提出された 3 歳未満の子供用使い捨ておむつに含まれる特定の物質の REACH 制限(案)への意見募集を開始した。意見提出の最終締切りは 2021/6/21 まで。

・欧州化学物質庁、クレー射撃の標的に含まれる難分解性で有毒な化学物質に懸念を表明
＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 12 月 14 日＞
https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30931
・欧州委員会（EC）が 2020 年 10 月 14 日に公表した EU の持続可能な化学物質戦略に関する文書の仮訳を掲載いたしました。
＜化学物質国際対応ネットワーク　2020 年 12 月 25 日＞　http://chemical-net.env.go.jp/regu_eu.html#EC
和訳（仮訳）　→ http://chemical-net.env.go.jp/pdf/2_EUs_chemicals_strategy_for_sustainability_JPN.pdf
---

○米国

・EPA Issues Stronger Lead Regulations to Protect Children's Health
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 21 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-stronger-lead-regulations-protect-childrens-health-0
EPA は、鉛の危険性から子供を保護するため、鉛除去作業の後に床や窓枠のほこりに残る可能性のある鉛の量のクリアランスレベルを下げる最終規則を発表した。新しいクリアランスレベルは、床のほこり中で 10 マイクログラム／平方フィート、窓枠のほこり中で 100 マイクログラム／平方フィートと、以前の 40 マイクログラム／平方フィートおよび 250 マイクログラム／平方フィートに比べ大幅にレベルが引き下げられている。
・EPA Proposal Increases Flexibility, Reduces Burden under TSCA Fees Program
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 21 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposal-increases-flexibility-reduces-burden-under-tsca-fees-program
EPA は、2018 年の TSCA 料金規則の更新を提案し、45 日間の意見募集を行うことを発表した。
・EPA Finalizes Action Protecting Americans from PBT Chemicals
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 22 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-finalizes-action-protecting-americans-pbt-chemicals
EPA は、難分解性、生体蓄積性、および毒性(PBT)を有する化学物質への暴露を削減することになる TSCA に基づく 5 件の最終規則を発表した。対象となる物質は、デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)、リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(3:1)(PIP (3:1))、2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール（2,4,6-TTBP)、ヘキサクロロブタジエン(HCBD)、およびペンタクロロチオフェノール(PCTP)
最終 PBT 規則　→
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/prepublication-versions-final-pbt-rules
・EPA Finalizes Historic Action to Better Protect Children's Health
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 22 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-finalizes-historic-action-better-protect-childrens-health
---

○カナダ

・Substituted Alkyl Imidazolines Group
＜カナダ　2020 年 12 月 26 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/alkyl-imidazolines-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、置換されたアルキルイミダゾリングループの最終スクリーニング評価を発表した。最終評価で、評価対象となったこれらのグループ物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-12-26/html/notice-avis-eng.html#ne3
・Used and Re-refined Oils Group
＜カナダ　2020 年 12 月 26 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/used-rerefined-oils-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、使用済みおよび再精製油グループの最終スクリーニング評価を発表した。最終評価で、評価対象となったこれらのグループ物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-12-26/html/notice-avis-eng.html#ne2

○ウクライナ

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/UKR/176
＜ウクライナ　2020 年 12 月 21 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169546?FromAllNotifications=True
ウクライナ環境保護天然資源省は、「化学品の安全性」に関するウクライナの法案を WTO/TBT 通報した。法案は、化学製品による環境や公衆衛生への悪影響を防止し、化学品の安全管理を確立するもので、この分野におけるウクライナの国際的義務を考慮したものと説明している。この通報への意見提出は 2021/2/8 まで。

○オーストラリア

・New version of the Categorisation Guide released
＜オーストラリア　2020/12/23＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-version-categorisation-guide-released
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、輸入または製造される化学品のカテゴリー化に関する新しいバージョンのガイドをリリースした。ガイドのステップ 4.4 および 5.4 が変更されていると説明している。
Guide to categorising your chemical importation and manufacture　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/guide-categorising-your-chemical-importation-and-manufacture
****

[13] *その他*

◇インフルエンザ、感染症関係

・広島県三原市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 17 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210108.html
・岡山県美作市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 22 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210108_3.html
****

[付録]

◇令和２年「高年齢者の雇用状況」集計結果を公表します

＜厚生労働省　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=OcGKXZYKeo1HllCrY
　厚生労働省では、このたび、高年齢者を 65 歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和２年「高年齢者の雇用状況」（６月１日現在）を取りまとめましたので、公表します。
　「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年６月１日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。
　今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 164,151 社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員 31 人～300 人規模を「中小企業」、301 人以上規模を「大企業」としています。
　厚生労働省では、今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取り組みを行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、都道府県労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

【集計結果の主なポイント】

Ⅰ　65 歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

１　高年齢者雇用確保措置の実施状況

65 歳までの雇用確保措置のある企業は計 164,033 社、99.9%［0.1 ポイント増加］（11 ページ表１）

２　65 歳定年企業の状況

65 歳定年企業は 30,250 社［2,537 社増加］、18.4%［1.2 ポイント増加］（14 ページ表５）

・中小企業では 28,218 社［2,280 社増加］、19.2%［1.3 ポイント増加］

・大企業では 2,032 社［257 社増加］、11.9%［1.3 ポイント増加］

Ⅱ　66 歳以上働ける企業の状況

１　66 歳以上働ける制度のある企業の状況

66 歳以上働ける制度のある企業は 54,802 社［5,164 社増加］、割合は 33.4%［2.6 ポイント増］（15 ページ表６）

・中小企業では 49,985 社［4,593 社増加］、34.0%［2.6 ポイント増加］

・大企業では 4,817 社［571 社増加］、28.2%［2.9 ポイント増加］

２　70 歳以上働ける制度のある企業の状況

70 歳以上働ける制度のある企業は 51,633 社［4,975 社増加］、割合は 31.5%［2.6 ポイント増加］（15 ページ表７）

・中小企業では 47,172 社［4,427 社増加］、32.1%［2.5 ポイント増加］

・大企業では 4,461 社［548 社増加］、26.1%［2.8 ポイント増加］

３　定年制廃止企業の状況

定年制の廃止企業は 4,468 社［171 社増加］、割合は 2.7%［変動なし］（12 ページ表３－１）

・中小企業では 4,370 社［161 社増加］、3.0%［0.1 ポイント増加］

・大企業では 98 社［10 社増加］、0.6%［0.1 ポイント増加］

＜集計対象＞

○　全国の常時雇用する労働者が 31 人以上の企業 164,151 社

（報告書用紙送付事業所数 171,385 事業所）

中小企業（31～300 人規模）：147,081 社

（うち 31～50 人規模：56,759 社、51～300 人規模：90,322 社）

大企業　（301 人以上規模）：　17,070 社

発表資料　　https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000715048.pdf

別添　　https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000715711.pdf

・<u>企業の 3 割が 70 歳以上雇用　人手不足影響、厚労省</u>

＜共同通信　2021 年 1 月 8 日＞　https://www.47news.jp/5696754.html

厚生労働省が 8 日発表した 2020 年の高齢者の雇用状況調査によると、定年の廃止や継続雇用などにより 70 歳以上が働くことができる制度のある企業は 31.5%で、前年から 2.6 ポイント増えた。人手不足が深刻化したことが影響したとみられる。働く意欲がある高齢者も増えている。

70 歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする「改正高年齢者雇用安定法」は 4 月に施行される。

従業員 31 人以上の 16 万 4151 社の雇用状況の回答をまとめた。70 歳以上が働く制度のある企業数は 5 万 1633 と、前年から 4975 増えた。中小企業で 4 万 7172 社、大企業は 4461 社だった。

********** 以上 **********